

健康長寿おきなわ復活県民会議設置要綱

(目的)

第1条 健康は、県民一人ひとりが豊かな人生を送るための基盤であり、県民すべての願いです。

しかし、国が公表した平成22年の都道府県別生命表で、沖縄県の平均寿命は、男女とも平成17年の平均寿命より延伸したが、全国順位では、男性が平成17年の25位から30位へ、女性は1位から3位となり順位を下げ、厳しい結果となっている。

21世紀ビジョン基本計画に掲げている「健康・長寿おきなわ」の維持継承を図り、男女とも平均寿命日本一復活を目指して、健康づくりに対する県民一人ひとりの意識の醸成をはじめ、地域や職場など日常生活における切れ目のない健康づくりを推進し、官民一体となった全県的な運動を開催するため「健康長寿おきなわ復活県民会議」（以下、「長寿復活県民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 長寿復活県民会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 県民の健康づくり運動の推進に関すること。
- (2) 県民運動推進の指針及び実施計画に関すること。
- (3) 県民宣言に関すること。
- (4) 県民に対する広報・啓発等に関すること。
- (5) その他、県民の健康づくり運動の推進に関すること。

(組織)

第3条 長寿復活県民会議は会長、副会長及び委員で組織する。

- 2 会長は、知事をもって充てる。
- 3 副会長は保健医療介護部を担当する副知事をもって充てる。
- 4 委員は「別表」のとおりとする。
- 5 会長は、長寿復活県民会議を総括する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 長寿復活県民会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要に応じて関係者に県民会議の会議への出席を求めることができる。

(幹事会)

第5条 長寿復活県民会議を補佐するため、必要に応じて幹事会を置く。

(庶務)

第6条 長寿復活県民会議の庶務は、沖縄県保健医療介護部において行う。

(軽微な事項の変更に伴う改正)

第7条 次の各号に掲げる軽微な事項については、庶務の内部決裁によって本設置要綱を改正することができる。

- (1) 別表に記載された団体名、役職名の変更
- (2) 副会長の担当部局及び庶務の組織名称の変更

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、長寿復活県民会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 10 日から施行する。

この要綱は、令和元年 9 月 2 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 9 月 20 日から施行する。